

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款8条及び第21条に基づき、社会福祉法人若竹会(以下「法人」という。)の役員及び評議員に対する報酬、交通費及び宿泊費等(以下「報酬等」という。)の支給に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- (3) 交通費及び宿泊費等は、出張に必要な運賃、宿泊費の実費弁償として支払われるものである。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

(出張旅費)

第4条 役員等が法人業務のため、または各種研修等に出張する場合は、交通費及び宿泊費を実費で支給する。

- (1) 出張旅費については、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払、出張終了後に精算することができる。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は平成30年9月28日(評議員会の議決日)から施行する。